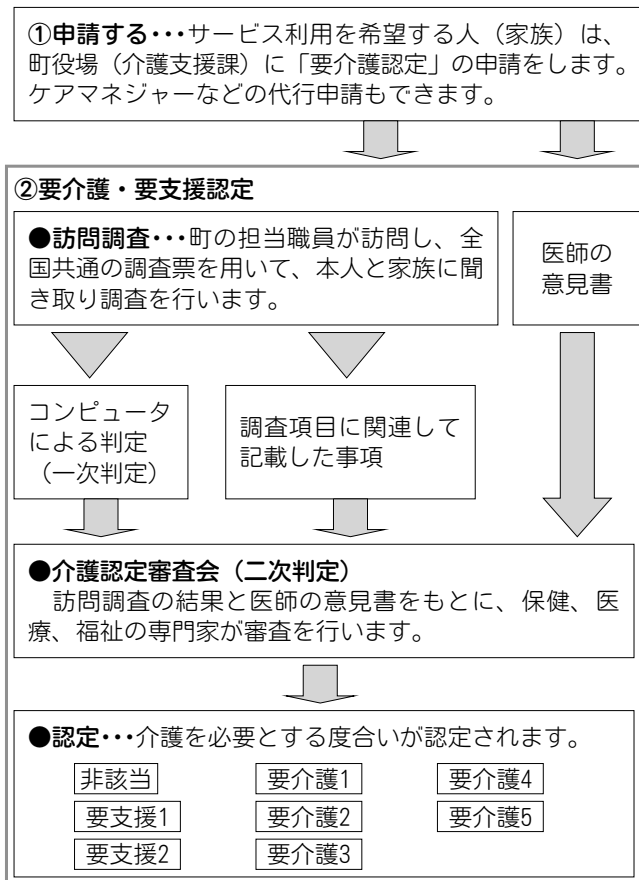




# 介護保険サービスのご利用には 要介護・要支援認定が必要です

## 手続きの流れ



介護保険のサービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

⑥更新申請する…引き続きサービスを利用する場合は、認定有効期間満了前に更新申請をします。

⑤サービスを利用する…ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則、サービス費用の1割が利用者負担となります（食費、居住費、日常生活費を除く）。

④サービス計画の作成…居宅介護支援事業所と契約して、どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランを作ります（要支援の場合は、町営の介護予防支援事業所と契約し、介護予防ケアプランを作ります）。

③認定結果の通知…町から認定結果が通知されます。

非該当の場合は、必要な方には介護予防サービスが利用できますので、地域包括支援センターへご相談ください。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎②6501 有線⑤7788

### 高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、医療保険の「保険証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。

かかった費用の1割、現役並み所得者は3割を払うことで医療を受けることができます。

なお、高齢受給者証は8月1日より国保の保険証と同じ大きさのカードになりました。古い受給者証は住民課までお返しください。お近くの役場職員に渡していただいても結構です。

高齢受給者証は、70歳から74歳までの国保の方にお渡ししていますが、お手持ちの受給者証（水色）の有効期限が7月31日で切れています。

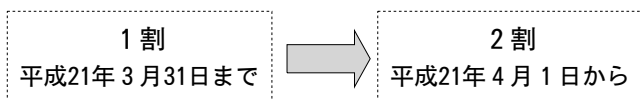
8月1日からご使用いただく新しい「高齢受給者証」（肌色）をお送りしましたので、内容に誤りがないか確認をお願いします。



## 新しい高齢受給者証を 発行しました

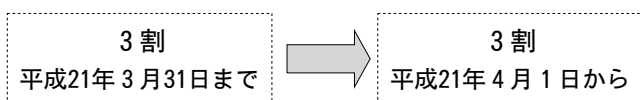
### 【医療機関に支払う自己負担割合】

#### 一般の方



#### 現役並み所得者

（同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人がある場合）



平成21年4月から医療機関に支払う自己負担割合が変わります。70〜74歳で高齢受給者証をお持ちの方の自己負担の割合が、平成21年4月から1割から2割になります。（法律上は、平成20年4月から2割になりましたが、政府の決定により平成21年3月までは1割になっています）現役並み所得者については3割で変わりません。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑤7784